

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	留置情報ファイル
行政機関等の名称	大分県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警務部留置管理課
個人情報ファイルの利用目的	被留置者の適正な処遇及び留置事故の防止に資するために利用する。
記録項目	1 犯歴番号、2 氏名、3 生年月日、4 性別、5 事件処理署、6 検挙年月日、7 指紋作成番号、8 留置日時、9 留置番号、10 処理部門、11 特異動向、12 疾病等、13 文字情報
記録範囲	1 大分県警察に留置された者（被留置者）、2 共犯者
記録情報の収集方法	1 被留置者からの聴取、2 担当医師等関係者及び検察庁等関係機関からの聴取・提供、3 被留置者の動静
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	警察庁
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 大分県警察本部警務部警務課
	(所在地) 〒870-8502 大分県大分市大手町3-1-1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

<p>個人情報ファイルの種別</p>	<p>■法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）</p> <hr/> <p>政令第21条第7項に該当するファイル</p> <p>□有 ■無</p>	<p>□法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）</p>
<p>行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨</p>	<p>非該当</p>	
<p>行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地</p>	<p>—</p>	
<p>行政機関等匿名加工情報の概要</p>	<p>—</p>	
<p>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</p>	<p>—</p>	
<p>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</p>	<p>—</p>	
<p>備 考</p>		